

総合評価（特別簡易型）事後審査型制限付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

津山市長 谷口圭三

1 入札対象工事

工 事 番 号	3-68
工 事 名	草加部浄水場（津山第2浄水場）沈殿池付帯設備更新工事
工 事 場 所	津山市 草加部 地内
工 期	令和4年10月28日 まで
発 注 業 種	機械器具設置工事
工 事 概 要	1. 沈殿池付帯設備 更新据付 一式 汚泥引抜設備（汚泥引抜弁・ポンプ） 一式 混和池・急速攪拌池攪拌機設備 一式 2. 同上既設撤去 一式
予 定 価 格	148,412,000円 （消費税相当額を含む）
契 約 保 証	契約金額の100分の10以上

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

入 札 参 加 資 格	機械器具設置工事における令和3年度の津山市入札参加資格を有する者であること。
建 設 業 の 許 可	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に基づく、機械器具設置工事に係る建設業の許可を受けていること。なお、法第16条に該当する場合は特定建設業の許可を受けていること。
企 業 実 績 及 び 総 合 評 定 値 の 点 数	平成18年4月1日以降で、公共機関が発注した能力20,000m ³ /日以上急速ろ過方式の浄水場で請負金額37,000千円以上の機械器具設置工事における更新工事を元請で施工した実績を有し、最新の経営事項審査における機械器具設置工事の総合評定値が710点以上であり、令和3年7月1日時点で、岡山県内に本店、支店又は営業所等があること。
配 置 予 定 技 術 者	法に定める、機械器具設置工事に係る技術者を専任で配置できること。また、法第26条第2項に該当する場合は監理技術者（監理技術者講習についても受講済であること）の資格を有していなければならない。
指 名 停 止 等 に つ い て	入札参加者は、入札公告の日から開札日までの間、次の各号のすべての要件を満たす者でなければならない。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示/津山市水道事業管理規程/第1号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でないこと。 (3) 法第28条の規定による営業停止を受けていないこと。 (4) 会社更生法又は民事再生法の適用を申請した者にあつては、それぞれの法に基づく裁判所からの更生又は再生手続開始の決定がなされていること。 (5) 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

3 設計図書の交付等

<p>設計図書の閲覧 及び取得期間</p>	<p>津山市水道局閲覧コーナーでの閲覧又は、岡山県電子入札共同利用システム等を利用した閲覧及び設計図書(電子データ)の取得とする。</p> <p>閲覧及び取得期間</p> <p>令和 3年 9月27日(月) 午前 9時から 令和 3年10月18日(月) 午後 1時まで</p> <p>※システム停止時間を除く。 ※津山市水道局での閲覧は執務時間中のみ。 ※津山市水道局窓口での設計図書(電子データを含む)の配布は行わない。 上記取得期間中に、岡山県電子入札共同利用システム等を利用して、電子データ化した設計図書を取得(ダウンロード)すること。</p>
<p>設計図書に関する質問</p>	<p>設計図書に関する質問は、津山市水道局が指定する質問書にてFAX(持参及び電話不可)により受付ける。回答は、津山市水道局ホームページに掲載する。ただし、質問がなかった場合はホームページ掲載は行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問書提出先 FAX: 0868-22-9294 ・質問締切日時 令和 3年10月 6日(水) 午後5時15分まで ・回答掲載日時 令和 3年10月 8日(金) 午前10時以降

4 入札参加表明

<p>参加表明</p>	<p>入札に参加を希望する者は、参加表明受付期間内に電子入札システムによる参加表明を行うこと。参加表明を行わない者は、入札に参加できない。 また、参加表明を行った者が、事情により入札を辞退する場合は、必ず次のいずれかの方法により辞退の届出を行うこと。</p> <p>①参加表明受付期間内 電子入札システムによる参加表明の取りやめ。</p> <p>②参加表明受付締切後 入札期間内に電子入札システムによる辞退の登録を行うこと。</p> <p>※参加表明受付期間 令和 3年 9月27日(月) 午前 9時から 令和 3年10月18日(月) 午後 1時まで</p>
-------------	--

5 入札方法等

<p>入札方法</p>	<p>岡山県電子入札共同利用システムによる電子入札に限る。 その他の方法による応札は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札に際し、次に掲げる資料を添付すること。添付しない場合は、入札できないので注意すること。 <p>①入札設計書に基づいた見積設計書(低入札調査価格制度の基本方針が確認できる資料。代価表・見積書等を含む。) ②主要資材等単価一覧表(様式第14号) ※なお、様式第14号には、次に掲げる資材等について記入し、見積書を添付すること。</p> <table border="1" data-bbox="432 1592 1286 1809"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>数量</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機械器具 設置工事</td> <td>混和池攪拌機</td> <td>縦軸懸垂ケーソン羽根式 攪拌軸・翼SUS304製</td> <td>1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>急速攪拌池攪拌機</td> <td>縦軸懸垂ケーソン羽根式 攪拌軸・翼SUS304製</td> <td>1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>汚泥引抜ポンプ</td> <td>横軸カレス型渦巻ポンプ</td> <td>1</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>汚泥引抜弁</td> <td>偏芯構造弁</td> <td>1</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table> <p>【添付する電子ファイルの注意点】</p> <p>※電子入札システムでは、電子ファイルの添付は一つのみ可能である。即ち、①、②を一つの電子ファイルにひとまとめにするか、一つのフォルダにまとめた上で、圧縮ファイルにして添付する必要があることに注意すること。</p> <p>※電子ファイルの形式は、PDF形式とする。 ※圧縮ファイルの形式は、zip形式とする。自己解凍方式は認めない。 ※電子ファイルは、最新のパターンファイルによるウイルスチェックを行うこと。</p>	項目	名称	規格	数量	単位	機械器具 設置工事	混和池攪拌機	縦軸懸垂ケーソン羽根式 攪拌軸・翼SUS304製	1	基	急速攪拌池攪拌機	縦軸懸垂ケーソン羽根式 攪拌軸・翼SUS304製	1	基	汚泥引抜ポンプ	横軸カレス型渦巻ポンプ	1	台	汚泥引抜弁	偏芯構造弁	1	台
項目	名称	規格	数量	単位																			
機械器具 設置工事	混和池攪拌機	縦軸懸垂ケーソン羽根式 攪拌軸・翼SUS304製	1	基																			
	急速攪拌池攪拌機	縦軸懸垂ケーソン羽根式 攪拌軸・翼SUS304製	1	基																			
	汚泥引抜ポンプ	横軸カレス型渦巻ポンプ	1	台																			
	汚泥引抜弁	偏芯構造弁	1	台																			

入札期間	入札受付開始日時：令和 3年10月19日（火）午前9時から 入札受付締切日時：令和 3年10月21日（木）午後1時25分まで ※システム停止時間を除く。
入札時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 落札決定にあたっては、入札された金額に消費税及び地方消費税の金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の金額を減算した金額をもって入札すること。 上記入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。

6 総合評価落札方式に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

評価項目	評価基準	配点	得点	提出様式	
① 企業の施工実績	入札参加資格要件に掲げる機械器具設置工事で、請負金額148,000千円以上の汚泥処理設備又は凝集用攪拌設備を含む更新工事を元請で施工した実績を有する	3.0	/3.0	様式7	
	入札参加資格要件に掲げる機械器具設置工事で、請負金額74,000千円以上の汚泥処理設備又は凝集用攪拌設備を含む更新工事を元請で施工した実績を有する	2.0			
	入札参加資格要件に掲げる機械器具設置工事で、請負金額37,000千円以上の汚泥処理設備又は凝集用攪拌設備を含む更新工事を元請で施工した実績を有する	1.0			
	上記に該当しない	0.0	小 計		
			/3.0		
② 配置予定技術者の能力	国関係等	第一種電気工事士又は1級ポンプ施設管理技術者の資格取得後10年以上	1.0	/1.0	免状等の写し
		第一種電気工事士又は1級ポンプ施設管理技術者の資格取得後5年以上	0.5		
		上記に該当しない	0.0		
	日本水道協会	水道浄水施設管理技士1級の資格を有する	2.0	/2.0	免状等の写し
		水道浄水施設管理技士2級の資格を有する	1.0		
		上記に該当しない	0.0		
平成18年度以降に発注された同種工事を主任技術者又は監理技術者として施工した実績の有無	入札参加資格要件に掲げる機械器具設置工事で請負金額148,000千円以上の汚泥処理設備又は凝集用攪拌設備を含む更新工事を施工した実績を有する	3.0	/3.0	様式8	
	入札参加資格要件に掲げる機械器具設置工事で請負金額74,000千円以上の汚泥処理設備又は凝集用攪拌設備を含む更新工事を施工した実績を有する	2.0			
	入札参加資格要件に掲げる機械器具設置工事で請負金額37,000千円以上の汚泥処理設備又は凝集用攪拌設備を含む更新工事を施工した実績を有する	1.0			
	上記工事の施工実績なし	0.0	小 計		
			/6.0		
③ 地域貢献	津山市内で平成18年度以降に完成させた工事請負実績	予定価格の10分の2以上の公共工事元請実績を有する	1.0	/1.0	工事实績の分かる書類 ※1
		上記に該当しない	0.0		
	津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定の有無 ※2	開札日現在、推進企業の認定を有する	1.0	/1.0	/
		上記に該当しない	0.0		
			小 計		
			/2.0		
			合 計		
			/11.0以内		
標準点	100点（低入札調査基準価格を下回る入札の場合75点）				
加算点	価格以外の評定点の合計11点満点				
技術評価点	標準点+加算点				
評価値	技術評価点/入札価格（単位：億円）				

- ※1 当該工事に係るCORINSの写し又は請負契約書の写し等（工事名称、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態、工事概要、請負者の確認ができる部分。）。
- ※2 「津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業」とは、仕事と生活の両立や男女がともに働きやすい職場環境づくりなどに、積極的に取り組む企業を認定するもの。
問い合わせは、市人権啓発課 TEL（0868）31-2533へ

(2) 入札の無効

技術資料等を提出しない者の行なった入札又は技術資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。

(3) 総合評価値の算定方法

イ 技術資料等が適正に提出された者に対しては、標準点を与え、さらに、技術資料等の内容に応じ、加算点を与える。

（標準点）100点とする。ただし、低入札調査基準価格を下回る入札価格で入札した者については、75点とする。

（加算点）各評価項目の得点の合計を11点満点の範囲内で定める。

ロ 総合評価は、標準点と「入札の評価に関する基準」によって得られた加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行い、得られた数値が最も高い入札者を落札候補者とする。

$$\text{総合評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

(4) 技術資料の提出

技術資料については、次のとおり提出すること。

提出先	津山市水道局 業務課 庶務係 (〒708-8501 津山市山北520)
提出締切日時	令和3年10月18日(月) 午後5時15分 必着
提出方法	・持参又は郵送に限る。 ※電子データでの提出は不可 ・技術資料は、提出者名、工事名、技術資料が在中している旨を記載した封筒に封入し提出すること。
その他	・配置予定技術者に係る工事経験等が確認できる（一財）日本建設情報総合センターの竣工時工事カルテ受領書の写しが添付できない場合は、施工実績証明書（様式12）を必ず添付すること。 ・施工実績について、工種が複合している工事請負の場合は、調書内容を証明できる資料を必ず添付すること。 ・『6 総合評価落札方式に関する事項』の（1）の表中に示す提出様式及び添付書類に加えて技術資料（様式6）も併せて提出すること。

7 開札日時等

開札日時	令和 3年10月21日(木) 午後1時30分
開札場所	津山市水道局入札室
入札執行上の注意事項	・入札回数は1回とする。 ・入札に参加するものが1であっても、入札は執行する。 ・傍聴を希望する入札参加業者は、先着順とする。
入札保証金	免除

8 落札者の決定

落札者の決定	<p>予定価格以下の価格をもって（低入札又は高落札の場合は調査を行い）有効な入札をした者を対象に総合評価を行い、総合評価値の最も高い者を落札候補者とする。落札候補者に対しては入札参加資格の確認（事後審査）を行い、落札者を決定する。</p> <p>※低入札調査価格制度及び高落札率入札調査制度については、津山市契約監理室のホームページの規程集を参照のこと。</p>										
低入札に係る見積設計書の留意事項	<p>①低入札調査は、「工事に関する低入札調査価格制度の取扱い要領」（津山市契約監理室規程集）に基づき、入札時に提出された見積設計書（代価表・見積書等を含む）及び様式第14号により調査を行うものとする。</p> <p>②電気機械・機械設備の費目に係る低入札調査制度の取扱いについては下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>電気機械・機械設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費</td> <td> 機器費×6/10 材料費 労務費 複合工費 直接経費 仮設費 </td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td> 共通仮設費 機器費×1/10 </td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td> 現場管理費 機器費×2/10 </td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td> 一般管理費 機器費×1/10 </td> </tr> </tbody> </table>	費目	電気機械・機械設備	直接工事費	機器費×6/10 材料費 労務費 複合工費 直接経費 仮設費	共通仮設費	共通仮設費 機器費×1/10	現場管理費	現場管理費 機器費×2/10	一般管理費	一般管理費 機器費×1/10
費目	電気機械・機械設備										
直接工事費	機器費×6/10 材料費 労務費 複合工費 直接経費 仮設費										
共通仮設費	共通仮設費 機器費×1/10										
現場管理費	現場管理費 機器費×2/10										
一般管理費	一般管理費 機器費×1/10										
入札参加資格の確認	<p>落札候補者は、津山市水道局から書類の提出を求められた日の翌日（閉庁日を除く）の午後5時15分までに次の書類を提出すること。</p> <p>※指定期限までに指定した書類の提出がない場合や、書類審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないと判明した場合は、当該落札候補者の入札は無効となり、次順位者が新たな落札候補者となるため、入札参加者は、次の書類を前もって準備しておくこと。</p>										
提出書類	<p>①総合評価（特別簡易型）事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式3）</p> <p>②最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し</p> <p>③配置予定技術者の資格者証及び健康保険証の写し</p> <p>④配置予定技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し（法第26条第2項に該当する場合）</p> <p>⑤企業の施工実績が確認できる（一財）日本建設情報総合センターの竣工時工事カルテ受領書の写し、又は調書（様式7）及び竣工内容が確認できる契約書、図面、設計内訳書等を併せて添付すること。</p> <p>※岡山県電子入札共同利用システムを利用した電子データでの提出は不可</p>										
提出場所	岡山県津山市山北520番地 津山市水道局 業務課 庶務係										
提出方法	特段の指示がない場合、持参に限るものとする。										

9 その他

- この入札に関して、不正が行われたと認められるとき（その疑義が払拭できないときを含む。）は、入札の中止・取消し又は落札決定の保留・取消しの措置を行うものとし、その決定についての異議は認めない。
- 同時に複数の入札案件が実施される場合であって、自社の配置可能（専任）技術者等の数を越える件数の案件に応札する場合は、事前に「落札可能届」を提出すること。
- 「明らかに入札参加資格がないにも関わらず入札を行った場合」及び「落札候補者が虚偽の入札参加資格確認申請を行った場合」は、入札の秩序を乱す行為として指名停止措置を行うことができるので、参加資格要件は十分に確認すること。
- 入札参加表明を行った者が、「4 入札参加表明」に示すいずれかの方法で参加表明のとりやめ又は入札の辞退を行わなかった場合は、津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱別表第1（19）に該当することとなるので、十分注意すること。
- 電子入札においては、参加業者名等は入札終了まで非公表とする。したがって、事前に入札参加者を知らうとする行為は、入札の公正を妨げる行為と認め、指名停止等の対象となるので、厳に慎むこと。

《問い合わせ先》

津山市水道局 業務課 庶務係
 電話：0868-32-2104
 FAX：0868-22-9294